

国際課税のケース・スタディ

居住者が受領する国外の外貨預金の利子等の課税関係

税理士 高山 政信

〔事例〕

給与所得者である居住者Aは、長年の海外勤務から帰国して、現在国内で勤務している。ところで、海外勤務の間に設定した外貨預金をそのままにしておいたところ、この度、利子の支払の通知を受けた。この利子については、現地で源泉徴収されていることから、我が国においては、何もしなくてよいか。

また、仮に確定申告が必要とされる場合、現地で源泉徴収された金額はどのように調整されるのか。

〔ポイント〕

- 1 居住者の課税所得の範囲
- 2 国外で預け入れた外貨預金の利子の課税方法
- 3 利子所得の収入に計上すべき時期等
- 4 外国税額控除の適用関係
- 5 租税条約の適用関係

〔検討〕

1 居住者の課税所得の範囲

居住者の課税所得の範囲は、すべての所得と規定されている（所法7①）。したがって、国外で預け入れた外貨預金の利子であっても、その年の所得として課税されることになる。

2 国外で預け入れた外貨預金の利子の課税方法

(1) 利子所得の分離課税

利子所得とは、公社債及び預貯金の利子（特

定の分離利息振替国債に係るものは除かれる。）並びに合同運用信託、公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託の収益の分配に係る所得をいうものと規定され、利子所得の金額は、その年中の利子等の収入金額とされている（所法23）。

したがって、外貨預金の利子も、各種所得の金額の計算上、利子所得とされることになる。

そして、居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が昭和63年4月1日以後に国内において支払を受けるべき利子所得の利子等（政令で定めるものは除かれる。）については、他の所得と区分し、その支払を受けるべき金額に対し15%の税率を適用して所得税を課することと規定されている（措法3①）。

政令で除かれる利子等とは、公社債の利子で条約又は法律において所得税法181条又は212条の規定を適用しないこととされているものとされている（措令1の4）。

いわゆる利子所得の分離課税である。

(2) 国外で預け入れた外貨預金の利子

この場合の分離課税の対象とされるのは国内において支払を受けるべき利子等であるので、国外で支払われる利子等については、この分離課税ではなく、確定申告をすることになる。

3 利子所得の収入に計上すべき時期等

国外で預け入れられた利子等であっても、利子所得の収入金額の収入すべき時に計上しなければならない。

利子所得の収入金額の収入すべき時期は、所得税法36条3項に規定する無記名の公社債の利子等を除き、それぞれ次に掲げる日によるもの

とされている（所基通36－2）。

- ① 定期預金の利子については、次に掲げる日
 - イ その契約により定められた預入期間（以下「契約期間」という。）の満了後に支払を受ける利子で、その契約期間が満了するまでの期間に係るものについてはその満了の日、その契約期間が満了した後の期間に係るものについてはその支払を受けた日
 - ロ 契約期間の満了前に既経過期間に対応して支払い又は元本に繰り入れる旨の特約のある利子については、その特約により支払を受けることとなり又は元本に繰り入れられる日
 - ハ 契約期間の満了前に解約された預金の利子については、その解約の日
- ② 普通預金又は貯蓄預金の利子については、その約定により支払を受けることとなり又は元本に繰り入れられる日。ただし、その利子計算期間の中途で解約された預金の利子については、その解約の日
- ③ 通知預金の利子については、その払出しの日
- ④ 合同運用信託、公社債投資信託又は公募公社債等運用投資信託の収益の分配のうち、信託期間中のものについては収益計算期間の満了の日、信託の終了又は解約（一部の解約を含む。）によるものについてはその終了又は解約の日
- ⑤ 公社債の利子については、その利子につき支払開始日と定められた日
上記の利子所得の収入金額に収入すべき時期に、利子所得として収入すべきこととなるが、外貨預金なので、邦貨に換算しなければならないが、TTM（電信売買相場の仲値をいう。）により換算すべきこととされている（所基通57の3－2）。

4 外国税額控除の適用関係

利子所得に対して外国において外国所得税が課された場合、次のとおり二重課税の調整が行われる。

(1) 国外公社債等の利子等の分離課税と外国税額控除

居住者が、昭和63年4月1日以後に支払を受けるべき国外で発行された国外公社債等の利子等につき、国内における支払の取扱者を通じてその交付を受ける場合には、その支払を受けるべき国外公社債等の利子等については、他の所得と区分し、その支払を受けるべき金額に対し15%の税率を適用して所得税を課すこととされている（措法3の3①）。

そして、居住者が支払を受けるべき国外公社債等の利子等につきその支払の際に課される外国所得税の額があるときは、当該外国所得税の額は、徴収して納付すべき当該国外公社債等の利子等に係る所得税の額を限度として当該所得税の額から控除することとされ、この場合において、当該居住者に対する外国税額控除の規定の適用については、当該外国所得税の額はないものとされている（措法3の3④）。

(2) 上記以外の利子所得の外国税額控除

分離課税の対象とされない利子所得については、確定申告により精算されることから、外国で課された外国所得税がある場合は、通常の外国税額控除の規定を適用したところで二重課税の調整が行われることとなる。

5 租税条約の適用関係

租税条約の適用がある場合は、次のことにについて注意する必要があろう。

すなわち、居住者が我が国と租税条約を締結している国に源泉のある所得を有する場合において、当該所得につき当該租税条約に定める限度税率（租税条約において居住者又は内国法人に対する相手国の課税につき一定の税率又は一定の割合で計算した金額を超えないものとしている場合におけるその一定の税率又は一定の割合をいう。）を超える税率により外国所得税を課されたときは、当該外国所得税の額のうち限度税率によって計算した税額を超える部分の金額については、原則としてその還付を受けるまでは仮払金等とし、かつ、外国税額控除の規定の適用はないものと解されている。